

# 第 6 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成26年6月3日(火)

開会 午後1時30分

閉会 午後3時00分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 23名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	平 山 修	○	21	副島 博司	○
2	松尾 直一	○	12	橋口 忠次郎	○	22	中島 善重	○
3	前田 英司	○	13	森 登喜男	○	23	井手 憲一郎	○
4	福田 義晴	○	14	内海 敏光	○			
5	齊藤 厚男	○	15	梅崎 義純	○			
6	池田 良一	○	16	藤森 秀喜	○			
7	藤田 勉	○	17	前田 國太郎	○			
8	市丸 和男	○	18	土井 末義	○			
9	西山 哲	○	19	前田 儀三郎	○			
10	岩永 孝雄	○	20	竹本 照雄	○			

議事録署名者 4番 福田 義晴

20番 竹本 照雄

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局 長	松 岡 猛 彦	農 地 係	松 尾 希 美
農 地 係 長	久保泰二郎		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第 3 3 号	農地法第 5 条の申請について	( 1 2 件)
議案 第 3 4 号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	( 1 件)
議案 第 3 5 号	農地法第 4 条の申請について	( 2 件)
議案 第 3 6 号	農地法第 3 条の申請について	( 4 件)
議案 第 3 7 号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について 利用権設定 通年	( 1 1 件)

8. 報告事項

報告 第 1 3 号	農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について	( 3 件)
------------	--------------------------	--------

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)															
議長	<p>それでは、ただいまより第6回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。 次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は4番 福田委員、20番 竹本委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第、御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0" data-bbox="343 862 1436 1288"> <tr> <td>議案第33号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>議案第34号</td> <td>農地転用許可後の事業計画変更承認申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第35号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第36号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第37号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について</td> <td>利用権設定 通年 11件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第13号 農地法第18条第6項通知の受理について 3件 となっております。</p>	議案第33号	農地法第5条の申請について	12件	議案第34号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件	議案第35号	農地法第4条の申請について	2件	議案第36号	農地法第3条の申請について	4件	議案第37号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について	利用権設定 通年 11件
議案第33号	農地法第5条の申請について	12件														
議案第34号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件														
議案第35号	農地法第4条の申請について	2件														
議案第36号	農地法第3条の申請について	4件														
議案第37号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について	利用権設定 通年 11件														
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第33号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>															
事務局	<p>議案第33号 農地法第5条の申請について12件について御説明します。 議案の1ページ、20番になります。</p> <p>この案件につきましては平成23年に社屋と駐車場を建設する計</p>															

事務局	<p>画で5条許可を受けておりましたが、経営内容の悪化により、当初計画者による事業の遂行が困難になったため、農地転用後の事業計画変更承認申請が出ておりますので、議案の4ページの農地転用後の事業計画変更承認申請1番についても併せて説明します。</p> <p>図面は、案内図と字図が1ページ、土地利用計画図の変更前が2ページ、変更後が3ページ、平面図が4ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町白野地区です。</p> <p>譲受人が、自動車修理工場及び事務所、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、21番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が5ページ、土地利用計画図、断面図が6ページ、平面図が7ページになります。</p> <p>申請地は、山代町福川内地区です。</p> <p>借受人が、後継者用農家住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの</p>
-----	--

<p>事務局</p>	<p>(ア) の b、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、22番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が8ページ、土地利用計画図が9ページ、平面図が10ページから11ページ、断面図が12ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町平尾地区です。</p> <p>借受人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、23番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が13ページ、土地利用計画図、断面図が14ページになります。</p> <p>申請地は、脇田町平山地区です。</p> <p>借受人が、資材置場を移設するための申請です。</p>
------------	--

<p>事務局</p>	<p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のa、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、24番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が15ページ、土地利用計画図が16ページ、平面図が17ページ、断面図が18ページになります。</p> <p>申請地は、立花町渚地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、25番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が19ページ、土地利用計画図が20ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町長浜地区です。</p> <p>譲受人が、資材置場及び駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの</p>
------------	---

事務局	<p>(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、26番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が21ページ、土地利用計画図が22ページになります。</p> <p>申請地は、大川町駒鳴地区です。</p> <p>借受人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、27番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が23ページ、土地利用計画図、平面図が24ページになります。</p> <p>申請地は、新天町中井樋地区です。</p> <p>譲受人が、店舗を建設するための申請です。</p>
-----	--

事務局	<p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、28番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が25ページ、土地利用計画図が26ページになります。</p> <p>申請地は、松浦町上原地区です。</p> <p>借受人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、29番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が27ページ、土地利用計画図が28ページ、平面図が29ページになります。</p> <p>申請地は、二里町大里地区です。</p> <p>譲受人が、住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの</p>
-----	--



事務局	<p>(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、30番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が30ページ、土地利用計画図、雨水排水計画図が31ページになります。</p> <p>申請地は、黒川町大黒川地区です。</p> <p>借受人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、31番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が32ページ、土地利用計画図、平面図が33ページ、断面図が34ページになります。</p> <p>申請地は、立花町富士町地区です。</p> <p>譲受人が、住宅を建築するための申請です。</p>
-----	---

事務局	<p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第33号農地法第5条の申請は以上12件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条20番及び農地転用許可後の事業計画変更承認申請1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請地は202号線の交差点のところで、以前農地の転用をされたところでございますが、今回、申請者が修理工場を作るということでした。以前は4ページにありますように別の会社が社屋を建てるということで購入すると許可をもらっておりました。</p>
議長	<p>農地法第5条20番及び農地転用許可後の事業計画変更承認申請1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、農地法第5条21番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>案内図、字図が5ページ。貸付人の息子の後継者の住宅を現在の家の前に作りたいということでございます。農振農用地の除外については、2年ほど前に済んでいるそうですけが、途中、体調が悪くて計画を保留していましたけども、今回されることになりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>21番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>

議長	続きますして、22番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	<p>図面は8ページです。申請地は大川内町平尾の一角の田に住宅を建てたいという申請です。私が現場を見に行ったら、隣接者に会いまして日照権問題や地元の事情などの悩みを聞ききました。昔ここは深田であったため、隣接者が夫と苦労して開墾し現在の圃場整備のように改良されています。この住宅を建てる北側の方です。昔、深田だったので、自分の水田が日陰になって臭くなるのが心配されるというような話をされました。しかし、隣接者は子供に百姓を引き継いでされているので、子供の言い分を聞かないとどうにもできないし、子供に任せたいということでした。地元の区長や生産組合長はここに住宅を建てることについては承認をしておられました。そういう話を聞いた翌日、確認印を業者がもらいに来られたので埋め立てをするなら計画横断図とか水利関係図とか日照権について詳しく説明を求めました。いろいろ議論した結果、日照権については平面図の北側の方に4m境界から離して日陰が水田に落ちないようにしますとのことでした。4mという根拠はなにかと聞いたのですが、本社のコンピューターで計算して4mで適当ですとのことでした。水利権について、図面の市道沿いに水路が入っておりまして、現地もコンクリート水路が通っていますが、このコンクリート水路を埋めて造成するということで、それでは隣接地の水利権はどうなるのかということが問題ですので、区長、生産組合長、業者と集まって、水利権と現況状況、アパート建設について提出図面により地域として本来支障がないかについて協議をしました。水路については申請者の所有の水路で、水路を残さなくていいのか検討した結果、隣接者は別の水路から水を引いているため埋めてもいいと決まりました。</p>

担当委員	<p>たので、水利権については問題ないということです。日照権と水利権については地元としてもいいということになりました。後日、農業委員事務局職員と隣接者と現場確認に行つて農業委員の立場で現在の水路を今後も残す必要があるのか、不要なのか話をしました。隣接者は残したいという考えをお持ちだったので、耕作される子供さんと協議して結論をだしていただくようお願いしました。最終的には子供さんが水路の埋め立てについては許可をしていいと決められたことを再確認しました。農業委員会事務局職員とも現地を何度も確認した結果、地元区長、生産組合長、隣接者の承諾をいただいたので、問題ないと考えます。この問題については図面等をもらつて勉強をしましたがなかなか大変でした。今後、水田の真ん中に住宅等が建つ恐れがある場合の対応が農業委員として難しくなるのではないかと思います。このことについて、皆様のご意見とご指導をお願いしたいと思つております。それから、農業委員の印を押すことになっております農地転用・農地形質変更承諾及び確認書についてですが、農業委員はどこまで確認すればいいのかということです。後で事務局から説明をお願いしたいと思つています。</p>
3 番委員	<p>なぜ田にアパートを。地区担当の農業委員だけの対応が難しくなるのであればみんなで見に行くようにしなければいけないのではないですか。本当に田の真ん中にアパートをいいものか。今から人口が少なくなるのにどんどんアパートが建つてきているし、これはみんなで現場を見ていいのではないのでしょうか。</p>
担当委員	<p>売る人はいいけど、周辺の人には迷惑な場合も。</p>
19 番委員	<p>今説明の中で田んぼの真ん中とありましたが、ここは道路に面していますよね。以前は県道だったが今は市道になっているのかな。</p>

担当委員	市道です。
22 委員	田の真ん中ではない。
担当委員	条件的にはだめだということはないと思うが、ただ隣接者が困っているということだった。
19 番委員	住宅を建設するときまず隣接者の印鑑、承諾をもらいに行くと思いますけど、隣接者がOKとなった場合に区長、生産組合長の印鑑をいただいていますけど、農地法上でいえば必要ないですよ。
事務局	法定書類としては隣接同意が必要となっていないのですが、周囲の方の同意がないと転用することに支障が出てくるので行政指導ということで、できるだけ同意をとってくださいとお願いしています。隣接者、生産組合長は農地の関係で支障がないか、区長さんは地域として支障がないか、最終的に農業委員も水利権など耕作する上で支障がないか確認をしていただくようお願いしております。
19 番委員	そうですね。担当委員の話の中では隣接者と子供さんの話が出てきましたけど、その時に同意の印と押さなければいいですよ。
担当委員	はじめは押さなかったそうです。抗議に行ったそうですが、話し合いをし、時代の流れだからと隣接者は嫌だったが子供が同意したと。確認印をもらいに来た業者は隣接者、区長、生産組合長の承諾印があれば農業委員は図面等の確認は必要ないと思われているようだった。それでよいのか。
事務局	農地転用・農地形質変更承諾及び確認書について担当委員より区長等の承諾印があれば農業委員は図面、現地等確認しなくても確認印を押すととれるような文言になっていると指摘がありましたので見直しを行っております。今後は農業委員として確認をして支障がないことを確認しますという文言に変更します。農地転

事務局	用・農地形質変更承諾及び確認書の裏面に同意等をもらう順番を記載しております。その中に申請書や函面等で説明を行い承諾、確認を得ていただくようお願いいたしますという記載をしております。
担当委員	今後の委員活動を地元のために頑張れるように文章を考えてもらわないとただ印鑑を押すだけではもったいない。それで提案したわけです。
19 番委員	今の話の中で事務局。市の条例に格上げしたらどうですか。農業委員はこれだけの権限がありますよと条例までにできないかな。伊万里市の条例はこうですよと。農業委員の権限はこうですよというような条例を変えるくらいしていいのでは。農業委員会の今後何かあった時に農業委員はだれかという話になってくる。
事務局	担当委員の話を聞いて農業委員の方は大変苦勞をされていると思います。冒頭に会長からもありましたけれども、今の改革の中でも農業委員の文面が非常に軽く書かれているという気がしております。1 つが区長、生産組合長の印もと言いなながらも、やはり専門の農地については農業委員の役割は重要だと考えますので。それは伊万里市に限らずではありますが、他市の状況も見ながら。区長等の印鑑が押してあるからどうこうということではなく、農業委員としての位置づけを明確にするような形で考える必要はあるかと思います。条例化となるとまた勉強させてください。
17 番委員	今の規制改革審議会かな。その中で農業委員の無用論を言っているが、業者などもそういう風に考えているのではないですか。
事務局	地区からの選出じゃなくて市長からの委任でというような書き方になっている。

議長	机上の考えで、百姓を本当に知っている人ではない。
事務局	3番委員からもありましたように現地を見てすべき案件ということであれば、時間を取ってでもする必要はあるかと思います。
委員	地権者は売りたいと考えているかもしれないし、それに隣接者が反対をすると金銭的な問題もあるので難しいところですね。
3番委員	農業委員は印鑑を押すだけでいいという考えがおかしい。だから今、農業委員会廃止ということがでてくる。このような問題もわざわざ見に行き、農業委員として農地を守るために周りの人の話も聞かないと。
担当委員	私もいろいろ考えたが、責任はだれにあるのか。再度、私と生産組合長等と会って話をした。そうしないと最終結論の決済は農業委員に追わせられると問題だと思った。
3番委員	問題があった時は来るでしょうね。
担当委員	伊万里市役所も問題になってくるでしょうね。だからと思って話し合いをしました。しかし、時代の流れといわれるとどうしようもない。
3番委員	時代の流れにあっても農地は農地だからね。
担当委員	だめだという権限はない。仮に日照権についてもはっきりとしたデータはないそうです。インターネットで調べたが日照権については裁判にかけても長くかかる。調停できない。
事務局	担当委員が言われるように難しい問題であれば、全員とはいかなくても会長、副会長も入れて現場を見て、慎重にという考え方もあるかと思いますが、今回イエスかノーかということではなくて、検討する案件として取り扱われてもいいのかと思います。

19 番委員	そうですね。まずそこから入っていきましょう。
議長	これから先はさらにこのような案件が出てくるかもしれない。子供たちの百姓離れが進めば。 地元の方が住宅を建設される場合は地元のことを大事に考えてするが、全国展開している業者は網目をくぐってもどんどんしていくので、全国でもこういうことがあっているのではないのでしょうか。
12 番委員	今の件は保留しますか。
担当委員	いえ。私としては周辺の同意が得られたからいいと思いました。
12 番委員	日照権については。
担当委員	日照権についてはインターネットに事例等もあったが、解決するのは難しいようだ。
19 番委員	日照権というのは被害が出て、米が 10 俵取れていたのが、アパートができたことで 5 俵しか取れなかったと。この 5 俵の分を 10 年間か保障しなさいというものだと思う。
6 番委員	隣接者も必ずしも同意はしなくても境界から何メートルか話せばいい。1 メータくらい話せば同意はいらないんだよ。
事務局	法定書類ではないので、隣接同意がないと転用できないということではない。
6 番委員	隣接者が同意しないかどうかどうこの問題ではない。
19 番委員	だから、伊万里市の場合こうですよと何か縛りができればいいが。確かに同意なしでもできる。



議長	7月から適用される中間管理機構1つをとっても、企業が参入できるような方向付けを重点に国は考えていると思うが、地域にとっては、例えばみんなで用水路、排水路の溝掃除をしているじゃないですか。これを1つの集落の半分に企業が参入した場合とかぜんぜん別なところから作り手が来た場合は、そういう仲間にはほとんど加わらないような状態になって、集落がおかしな感じにならないとも限らない。それと今回の5条の転用の関係も農地を本当に守るための法律も逃げ道を作っていると思いますね。こういう時は話があったように会長、副会長、それと担当の農業委員、近くの農業委員と事務局と一緒に申請を議案に出す前に相談するようにしてください。そういう方向づけの方がいいかもしれない。
事務局	そうですね。
3番委員	担当委員。この件についてはいいですか。
担当委員	はい。私は円満に解決したと思うけど、提案したのは農業委員のあり方をしっかりと明記しないといけないと思ったのであげました。
議長	今回の22番について担当委員よりこれから先も含めての諸問題になってくると思うが、この気持ちを大事に担当をしていきたいと 思います。 続きまして、23番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	図面は14ページになります。借受人の自宅兼駐車場がありますが、ちょうど道を挟んで向かい側の方が申請地になります。借受人の現在の資材置場が岩立の山の上の方にありまして、盗難にあうということで下の方で探しておられまして、貸付人も高齢ということでいいでしょうという話になっています。隣接者、区長、生産組合長の印もありましたので、私も捺印しました。ご審議お願い

担当委員	します。
議長	23番について、御意見、御質問はございませんか。 特にないようですので、続きまして、24番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	案内図を見ていただければ分かりますが、新たに県道ができるということで、譲受人の自宅が計画にかかるので、譲受人の水田に住宅を建てたいという話でございました。私も現地を見て回りは宅地で住宅が建っておりますし、生産組合長、区長の承諾印もございましたので、問題はないということで承諾印を押したところでございます。よろしくをお願いします。
議長	24番について、御意見、御質問はございませんか。
19番委員	進入路はどうなっていますか。
担当委員	申請地の隣が宅地になっていて、宅地のところが進入路になります。
事務局	県道の方から入っていく道が今回の譲受人のお父さん名義の公衆用道路になっておりまして、現在も譲受人と譲受人のお父さんの住宅に入っていく進入路として使われているところです。そこに接続するように申請地の隣の宅地に今回、道を作られます。
19番委員	申請地の北側の土地は。
事務局	宅地になっておりまして、申請地の南側にこの土地の所有者、譲受人のお父さんの家があります。 15ページの案内図の方を見ていただければ分かりやすいかと思いますが、申請地としてある南側に譲受人のお父さんの家と譲受人の現在の家が2件並んで建っておりまして進入路としてすでに使われている道がありますので、そこに接続する形で道を作られ

事務局	ます。
議長	他になければ、続きまして、25番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	国道沿いのところで以前は水田だったが減反で荒れて葦が生えています。申請者の敷地の裏で、すでに一部埋め立てがしてあり始末書添付になっている。すでに駐車場として利用されているため、地権者と話をし、地権者並びに生産組合長等の同意もとられており、周囲にも支障がないと判断しましたので、私も同意をしました。ご検討をお願いします。
議長	25番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、26番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	太陽光発電設備をしたいと早くから相談があっておりました。申請地区の公民館から300mのところになります。申請地の周りは市道で囲まれており、何ら問題ないと思っております。ご審議をお願いします。
議長	26番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、27番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	図面は23ページ。申請地の周りは宅地で囲まれており、申請地だけ農地で残っておりました。特に問題ないと思ひ捺印しました。
議長	27番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、28番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	以前子供2人の住宅を建設されたときに転用の申請をされていましたが、1軒しか建設されなかったため、その残りの土地に太陽

担当委員	光をしたいということでした。近辺には特に差しさわりのないため、私も印鑑をおしました。
2番委員	以前宅地で申請が1回出たでしょ。
担当委員	はい。
事務局	こちらは以前宅地で転用許可を受けられていたのですが、取り下げをされています。
議長	28番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、29番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	案内図をご覧ください。申請地はバイパスから神社に行く途中にあります。ここは敷地内に農機具小屋がありまして、その前にハウスを作っておられたのですが、そのハウスのところに子供が家を建設するというので、区長、生産組合長の印鑑をいただいてから私のところにお見えになりました。前には下水道が通っていますし、隣接する農地は私の田でありますので問題はありません。ご審議よろしくをお願いします。
議長	29番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、30番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	申請地は図面にありますように建設会社から波多津方面に行く道の右奥に入ったところですが。申請者は以前も太陽光発電で転用申請をされています。隣接同意、生産組合長、区長の印もありましたので私も捺印しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	30番について、御意見、御質問はございませんか。
19番委員	地番が合併となっているが田と畑の合併。

事務局	登記簿上の地目は田で、現況が畑です。
議長	他にないようですので、続きまして、31番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	申請地は大川内に抜ける道沿いになります。住宅を建設するということでした。隣接者の同意、地元の生産組合長、区長の同意もございましたので、別に問題はないと判断いたしました。ご審議をお願いいたします。
議長	31番について、御意見、御質問はございませんか。
3番委員	真ん中に道のようなのがあるけど。個人の道。耕作道路かな。
事務局	道のように通っているところは登記簿上の地目が畑になっています。
19番委員	その先にも道のようにつながっているところは。
事務局	そこも地目は畑になっています。
6番委員	地籍で変わっているのではないだろうか。ほかのところにも同じようなところがあって、昔は道があったけど地籍で変わっていた。
19番委員	赤道は残るのでは。
6番委員	赤道ではなく農道のようなところ。
19番委員	自分が通る道を作ってあったのかな。
6番委員	そうです。そういうところがたくさんある。
議長	他に無いようですので、議案第33号農地法第5条の申請12件及び議案第34号農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ

議長	<p>進達します。</p> <p>続きまして、議案第35号農地法第4条の申請2件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第35号 農地法第4条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の5ページ、12番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が35ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町六仙寺地区です。</p> <p>申請人が、植林をするための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の5ページ、13番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が36ページ、土地利用計画図が37ページになります。</p> <p>申請地は、立花町東円蔵寺地区です。</p> <p>申請人が、宅地拡張、住宅進入口を建設するための申請です。</p> <p>なお、この案件については、申請人がすでに宅地及び進上路として利用していたことについて始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用</p>

事務局	<p>途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第35号 農地法第4条の申請については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、12番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請地と宅地とは3メートルほど差がありまして、樁を50本植えるということでした。油をとるためですかと聞いたら、そういう計画はありませんとのことでした。問題はないと思いますが審議をお願いします。</p>
議長	<p>12番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>続きまして、13番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請地は交差点のところで、もともと地目が畑でした。家は20年くらい前に建てられて、進入口は別のところにはありましたが、新たに市役所の方に行く道ができたので、申請地の方に進入口を作られました。生産組合長、区長の印もありましたので、私も押しました。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>13番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>無いようですので、議案第35号 農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第36号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第36号農地法第3条の申請4件について御説明します。</p> <p>議案は6ページから8ページになります。</p> <p>37番から40番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p>

事務局	<p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の6ページから8ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので、議案第36号農地法第3条の申請4件については申請のとおり許可することとします。</p> <p>続きまして、議案第37号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第37号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年11件について、御説明します。議案の9ページから10ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が10名、貸付人が11名で、面積は、田が27,434㎡、畑が7,735㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を11ページから17ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年についての説明は以上です。</p>



議長	<p>議案第37号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年11件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>借り賃15キロは、今回初めて出てきたような気がします。これから先は昔の2俵とか30キロが多いようですが、15キロやなしのところがあります。</p>
5番委員	<p>あれないようにしてもらわないと。</p>
6番委員	<p>少しはもらわないと税金は自分が納めないといけないので、税金の分はもらった方がいい。</p>
議長	<p>他に無いようですので、議案第37号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年11件については申出のとおり決定します。</p> <p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第13号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第13号農地法第18条第6項通知の受理3件について御説明します。</p> <p>議案は18ページを御覧ください。</p> <p>33番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。</p> <p>34番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は貸借される予定です。</p>

事務局	<p>35番につきましても、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は転用のために使用貸借予定で今回5条申請が出ております。</p> <p>報告第13号については以上3件です。</p>
議長	<p>報告第13号農地法第18条第6項通知の受理3件について、御質問はございませんか。</p> <p>(質問等がなければ)</p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第6回の農業委員会を閉会します。</p> <p>&lt;&lt;&lt;議事終了&gt;&gt;&gt;</p>